

公募型比較見積の執行について

公告日 令和6年4月12日

次のとおり公募型比較見積を執行する。

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 西口 幸雄

1 比較見積に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 案 件 名 称 | 小児新生児用人工呼吸器 ベネット980売払 |
| (2) 内 容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履 行 期 限 | 令和6年8月31日 |

2 見積参加資格

- (1) 本件比較見積に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること
- (2) 大阪市民病院機構契約規程第3条の規定に該当しない者であること
- (3) 見積書提出日において、大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (4) 見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 本件比較見積にあたって許可等が必要な場合は、当該許可等を証する書面（古物商許可、金属くず商、高度管理医療機器等販売業・貸与業等の写し）を提出できること

3 見積に係る日程及び場所等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 掲 載 期 間 | 令和6年4月12日（金）から令和6年5月8日（水）まで |
| (2) 掲 載 物 | 仕様書及び契約条項 |
| (3) 提 出 書 類 | 見積書（任意様式） |
| (4) 提 出 方 法 | 郵便等（簡易書留等送達の記録が分かるものに限る。）または持参 |
| (5) 提 出 日 時 | ア) 郵送の場合
令和6年5月8日（水）必着
イ) 持参の場合
令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）まで
8時45分から17時15分まで（ただし、12時15分から13時00分までを除く。） |
| (6) 提 出 場 所 | 〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号
都島センタービル5 階
地方独立行政法人 大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター 総務部財務課（契約管財）
電話 06-6929-3605 |
| (7) 業者決定日（予定） | 令和6年5月9日（木） |

4 下見について

機器の下見を希望する事業者に対して、下記日程で下見を実施する。下見を希望する場合は、事前に当機構まで連絡すること。なお、機器の下見は見積参加のための必須条件ではない。

下見日時：公告日から令和6年4月26日（金）まで

10時から17時まで（12時15分から13時までを除く）

5 見積の方法等

- (1) 価格決定に当たっては、「見積書に記載された金額」に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入のこと。
- (2) 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 大阪市民病院機構契約規程第29条第1項各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

6 業者の決定について

有効な見積書を提出した事業者のうち最高の価格で見積もった者を決定者とする。

7 その他事項

- (1) 公募型比較見積に係る見積書の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 決定者は、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する額）を令和6年5月31日（金）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は、この限りではない。
- (3) 売払機器の所有権は、現地での引渡しをもって買受人に移転するものとする。
- (4) 売払機器の引取りに係る手数料等は買受人の負担とする。
- (5) 契約保証金及び売払代金の振込手数料は買受人の負担とする。
- (6) 保証人は不要とする。
- (7) 見積書提出後、業者決定までの間において、比較見積参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。
- (8) 業者決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。